

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和5年1月24日

支出負担行為担当官

岡山地方法務局長 永瀬 忠

1 調達内容

- (1) 件名 郵便料金計器2台購入契約
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和5年3月24日（金）
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」のD等級以上に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める資格を有する者であること。
- (5) 契約の相手方として不適當でなく契約の相手方として不適當な行為をしない者。この場合において、契約の相手方として不適當な者及び不適當な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適當な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理

事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 電子調達システムの利用

本件は、府省共通の「電子調達システム」を利用した見積合わせを実施するものとする。ただし、同システムにより難しい場合は紙による見積書の提出も可とするが、その場合は紙による見積合わせ参加申請書(様式第1号)を提出すること。

4 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒700-8616

岡山市北区南方一丁目3番58号

岡山地方法務局会計課用度係 担当：佐々木

電話 086-224-6128(直通)

F A X 086-224-5703

5 仕様書等の配布期間及び配布場所

令和5年1月24日（火）から同年2月6日（月）まで

（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

調達ポータル 웹사이트의 웹사이트で公開、又は上記4の場所において配布する。

6 質問書の提出期限、提出場所等

(1) 仕様書等に対する質問がある場合には、質問書（様式第2号）に記載の上、持参、郵送又はファクシミリにより提出すること。

ア 提出期限

令和5年2月6日（月）午後5時15分

イ 提出場所

上記4の場所

(2) 質問書に対する回答は、令和5年2月10日（金）午後5時15分までに、適宜の方法により行う。

7 事前提出書類に関する事項

次の(1)に掲げる提出書類を上記4の場所に持参又は郵送すること。事前提出書類の提出期限は、見積書（後記8（5）のそれと異なるので、注意すること。

なお、郵送する場合は、追跡可能な方法（例：書留郵便）を利用し、提出期限までに到達するよう送付すること。

（※電子調達システムを使用して見積合わせに参加する場合は、事前提出書類を同システムにより提出することができないので、十分注意すること。ただし、見積書については、同システムにより提出することができる。）

提出された書類については、当局が審査を行い、審査に合格した者が見積合わせの参加資格を有する者とする。審査の結果は、令和5年2月10日（金）午後5時15分までに適宜の方法により通知する。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（様式第3号）

イ 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

※ 資格審査結果通知書に記載されている本店、商号、代表者等に変更

がある場合は、当該変更履歴を明らかにするため、登記事項証明書等を添付すること。

ウ 契約の相手方として不適当な者でないこと及び契約の相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書（役員名簿を含む。）」（様式第4号）

エ 応札する仕様に基づく「定価ベースによる総額を記載した価格証明書」
※ 表題は「価格証明書」とし、仕様書記載の具体的内容に沿った積算内訳を記載の上、署名又は記名押印すること（任意の様式で可）。

(2) 提出期限

令和5年2月6日（月）午後5時15分まで

(3) 提出場所

上記4の場所

8 見積合わせの実施方法

(1) 提出期限

令和5年2月16日（木）午後5時15分

(2) 提出場所

電子調達システム又は上記4の場所

(3) 見積合わせの日時及び場所

令和5年2月17日（金）午前10時00分（非公開）

岡山地方法務局会計課事務室又は電子調達システム

(4) 共通事項

ア 見積合わせ参加者は、本公示、仕様書等に記載の事項を熟知の上、参加しなければならない。

なお、見積合わせ後に、本公示、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 見積者又はその代理人は、本件調達に係る見積合わせについて、他の見積合わせ参加者の代理人となることができない。

ウ 見積書及び見積合わせに係る文書に使用する言語は、日本語に限る。

また、見積金額は、日本国通貨による表示に限る。

エ 契約締結等に係る費用は、契約相手方の負担とする。

(5) 見積書の提出

ア 電子調達システムによる見積りの場合

見積書は、電子調達システムに定める手続により、上記 8 (1) の提出期限までに提出すること。

見積者以外の者が提出するときは、見積書提出期限までに、委任状（様式第 6 号）を提出すること。

イ 紙による見積りの場合

(ア) 事前に「紙による見積り合わせ参加申請書」（様式第 1 号）を提出すること。見積書は様式第 5 号により作成し、封書に入れ密封し、かつ、その封書に見積者名（法人の場合はその商号又は名称）及び「郵便料金計器 2 台購入契約令和 5 年 2 月 1 7 日午前 1 0 時見積り合わせ」と朱書きすること。

(イ) 見積書は持参又は郵送により提出することとし、郵送による場合は、追跡可能な方法（例：書留郵便）を利用し、提出期限までに到達するよう送付すること。

(ロ) 見積書の日付は、見積書作成日付を記載すること。

(ハ) 見積者以外の者が提出するときは、見積書提出期限までに、委任状（様式第 6 号）を提出すること。見積書には代理人が署名又は記名の上、代理人の印を押印すること。

(6) 見積書の要件

ア 件名、金額、日付、見積者の住所及び氏名（法人の場合は、本店、商号又は名称及び代表者の資格氏名）の記載並びに見積者の押印がされていること。

代理人が提出する場合は、見積書に見積者の住所及び氏名（法人の場合は、本店、商号又は名称及び代表者の資格氏名）を記載した上で、代理人であることの表示及び当該代理人が署名又は記名し、押印しなければならない。ただし、これらの者が外国人の場合は、押印に代えて自筆の署名とすることができる。

イ 金額の記載が明確であること。

ウ 金額を訂正していないこと。

エ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗抹等により意思表示が不明確でないこと。

(7) 同価格見積りの場合

契約予定金額となるべき同価格の見積書を提出した者が 2 者以上あるときは、「電子くじ」又は「紙くじ」により契約相手方を決定するので、電子調達システムによる見積り、紙による見積りを問わず、見積書の電子く

じ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（記入）すること。

なお、見積者又はその代理人が電子くじ番号を記入できないときは、本件契約事務に関係ない当局職員が電子くじ番号を記入の上、電子くじにより契約相手方を決定するものとする。

おって、電子調達システムによる見積者がいない場合については、紙くじにより落札者を決定するものとし、本件契約事務に関係ない当局職員がくじを引くものとする。

(8) 見積りの無効

次の各号の一に該当する見積書は無効とする。

- ア 本公示に示した競争参加資格のない者が提出した見積書
- イ 件名、金額、見積者名の確認ができない見積書
- ウ 見積条件に違反した者の提出した見積書
- エ 見積者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書
- オ 委任状を提出しない代理人が提出した見積書
- カ 前記8(5)に違反して提出された見積書
- キ 前記8(6)の要件を満たしていない見積書
- ク 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書
- ケ その他見積合わせに関する条件に違反した見積書

(9) 見積合わせの延期等

電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生したとき又は見積合わせを公正に執行することができない状態にあると認められるときには、見積合わせを延期し、又はこれを取りやめることがある。

9 見積合わせの結果

見積合わせ日の翌日以降に当局ウェブサイト公表する。

10 契約相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

11 契約保証金

免除する。

12 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書は、電子調達システムにより作成することとする（電子契約書）。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、紙の契約書を作成することとするので、紙契約方式申請書（様式第7号）を提出すること。
- (3) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に電子署名（紙契約方式の場合は記名押印）しなければ、本契約は確定しないものとする。

13 契約に関する事項

契約書(案)のとおり

14 手続における交渉の有無

無

15 詳細は、岡山地方法務局オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

【電子調達システムの利用について】

岡山地方法務局では、電子調達システムを利用した調達手続を推進しており、同システムにより見積合わせや落札後の契約書の作成を行っています。電子調達システムによる調達案件に参加するためには、事前に利用者情報登録を行う必要がありますので、電子調達システムにアクセスの上、利用者申請メニューから利用者情報登録を行ってください。

※ 調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電 話：0570-000-683）（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等を御利用の場合）

F A X：017-731-3352

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

以 上